

広島市民球場グラウンド照明設備改修事業に係る公募型プロポーザル方式手続開始の公示

次のとおりプロポーザル方式による事業者特定手続きの開始を公示する。

令和5年9月8日

広島市長 松井 一實

1 プロポーザルの目的

広島市民球場グラウンド照明設備改修事業に当たっては、より優れた事業者を選定するとともに選定方法の公平性、透明性を図るため、公募型プロポーザル方式により、広く提案を求め、この事業に最も適した事業者を特定する。

2 事業概要

(1) 事業名

広島市民球場グラウンド照明設備改修事業

(2) 事業内容

設計業務及び工事

(3) 事業予定期間

ア 設計業務

契約締結日（令和5年12月）から令和6年 3月15日まで

イ 工事

契約締結日（令和6年 6月）から令和7年 3月15日まで

(4) 事業方式

本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（技術提案・交渉方式）」の設計交渉・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と工事に関する基本協定書を締結した後、設計業務の契約を締結するものとする。

また、工事に関する基本協定書に基づく価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には事業者に特定し、工事の契約を締結するものとする。

なお、工事の契約は、予算の成立及び広島市議会の議決（広島市議会の議決を要する場合）を条件として締結するものであり、各条件が不成立となった場合においては、広島市（以下「本市」という。）は優先交渉権者に対する一切の責任を負わないものとする。

3 参加表明者の構成等

本事業に参加表明する事業者（以下「参加表明者」という。）の構成等は、次のとおりとする。

(1) 参加表明者は、共同企業体または単体企業とする。

(2) 共同企業体を構成する企業数は2者とし、主たる業務として機器供給及び設計を担う企業（以下「機器供給設計企業」という。）及び施工を担う企業（以下「施工企業」とい

う。)とする。

- (3) 共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）の中から参加表明者を代表し、本市との交渉窓口となる企業（以下「代表企業」という。）を定めなければならない。
- (4) 共同企業体の各構成員の出資割合は、1者につき10分の3以上を必要とし、かつ代表企業の出資割合は他の構成員の出資割合を下回らないこととする。
- (5) 共同企業体の構成員は、他の参加表明者又はその構成員として重複参加できないものとする。
- (6) 単体企業の場合、機器供給設計企業と施工企業の役割を同時に担うことができる事業者でなければならないものとする。

4 参加資格（参加表明者の資格要件）

参加表明者の参加資格要件は次の（1）、（2）及び（3）の全てとする。（詳細は、「広島市民球場グラウンド照明設備改修事業に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「プロポーザル実施要領」という。）による。）

- (1) 参加表明者（共同企業体の場合、構成員の全て）は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条に該当していないこと。
 - イ 公示の日から参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件プロポーザルに参加し、又は本件事業の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）又は本市の指名停止措置を受けていないこと。
 - ウ 広島市税を滞納していないこと。
 - エ 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - オ 次のいずれにも該当していないこと。
 - (ア) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）
 - (イ) 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者
 - (ウ) 建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、本市から当該法令等違反に対する改善命令等を受け、当該法令等違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がなされていないもの
- (2) 参加表明者（共同企業体の場合、機器供給設計企業）は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 一般社団法人日本野球機構（以下「NPB」という。）の管轄下にある野球の試合が行われた野球場でのLED方式のグラウンド照明設備の納入実績があること。
 - イ 次の要件を満たす管理技術者（業務の技術上の管理を行う技術者をいう。）及び照査

- 技術者（成果物の内容の技術上の照査を行う技術者をいう。）を配置できること。
- (ア) 技術者は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- (イ) 技術者は、NPBの管轄下にある野球の試合が行われた野球場でのLED方式のグランド照明設備の新設又は改修工事（一部改修は除く）の設計経験を有する者であること。
- (ウ) 管理技術者と照査技術者を同一の技術者が兼ねることはできない。
- (3) 参加表明者（共同企業体の場合、施工企業）は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 令和5・6年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されていること。
- イ 電気工事について、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において、令和5年度の競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）にA等級で登録されている者であること。
- ウ 平成20年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した、次の工事の施工実績を有すること。
- ・ 野球場、サッカー場、陸上競技場、公営競技場等の収容人員が16,500人以上の体育施設における競技用照明設備の新設又は改修工事（一部改修は除く）
ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上のものに限る。
なお、建築一式工事などにおける電気工事単体でない施工実績は含まない。
- エ 次の要件を満たす技術者を配置できること。
- (ア) 電気工事業に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ただし、技術者は、建設業法第26条第1項から第5項（第3項ただし書及び第4項を除く。）までに規定するものとする。なお、本件は特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。
- (イ) 技術者は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日より前3か月以上の雇用関係にあるものであること。
- オ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できない者は参加できない（ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。）。
- カ 広島市建設工事競争入札取扱要綱第28条第3号イからオまで及び第5号アに規定する次のいずれにも該当していないこと。
- (ア) 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者（3号イ）
- (イ) 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者（3号ウ）
- (ウ) 1か月以内に、正当な理由がなく申請書等を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある申請書等を提出したことにより入札無効となった者（3号エ）

- (エ) 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者（3号オ）
- (オ) 当該工事に対応する工種の工事について、広島市請負工事成績評定要領に基づく前年完成工事平均成績（グループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けた企業集団に属する有資格業者が複数である場合は、それら有資格業者の平均成績とする。）が60点未満である者（5号ア）
- キ 工事を受注したならば、工事を施工するための下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項に規定する下請契約等をいう。）において、広島市建設工事競争入札取扱要綱第43条第1項各号に掲げる者がその相手方として選定されることがないように、必要な措置を講ずることができること。
- ク 工事を受注したならば、工事を施工するために行う資材、原材料等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないように、必要な措置を講ずることができること。

5 手続等

(1) 担当課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局営繕部設備課
電話：082-504-2732
電子メール：setsubi@city.hiroshima.lg.jp

(2) プロポーザルに関する資料の配布方法等

ア 配布期間

令和5年9月8日（金）から令和5年9月27日（水）まで

イ 配布方法

広島市ホームページからのダウンロードを原則とするが、次のとおり交付の申込みができる。

(ア) 申込先・交付場所

(1)に同じ。ただし、上記配布期間の広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に基づく本市の休日を除く毎日8時30分から17時15分まで

(イ) 郵送を希望する場合

返信用封筒に切手を貼付し、送付先のあて先を記入して、申し込みをすること。
送付する資料は日本産業規格A列4用紙50枚程度（約210g）。

(3) 受付期間

ア 参加表明書兼参加資格確認申請書の受付期間

令和5年9月25日（月）から令和5年9月27日（水）まで

イ 技術提案書の受付期間（参加資格が確認できた者に限る。）

令和5年10月2日（月）から令和5年10月17日（火）まで

(4) プロポーザルに関する資料についての質問の受付及び回答

ア 質問は、質問書を作成し、郵送又は電子メールで担当課へ提出すること。提出にあたっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

なお、質問書には、担当の部署、担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること。

イ 質問の受付期間

令和5年9月8日（金）から令和5年9月15日（金）まで
（郵送の場合には9月15日（金）必着）

ウ 質問に対する回答は、令和5年9月22日（金）（予定）に本市ホームページ上に掲載する。

6 その他

- (1) 本事業の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (2) その他プロポーザル実施の詳細は、広島市民球場グラウンド照明設備改修事業に係る公募型プロポーザル実施要領のとおりとする。